

保護者のみなさま

堺市教育委員会

新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）に係る今後の対応について

平素は、本校教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、毎日のお子さまの健康観察等、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策にご協力いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、これまでも学校関係者が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した場合、学校と教育委員会が連携し、濃厚接触者の有無等について調査・対応を進めてきたところです。

この度、厚生労働省・文部科学省の方針をふまえ、学校においては、り患者が確認された場合、該当する児童生徒等に対して下記のとおり対応いたします。

新型コロナウイルス感染症については、現時点での情報をもとに適切に対応することが重要となります。保護者のみなさまには、ご心配をおかけしておりますが、感染拡大防止のため、今後とも関係機関と連携して参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 幼稚園・小学校・支援学校での対応について

り患者の感染可能期間（※1）に、濃厚接触に該当する接触（※2）があった場合は、濃厚接触者と特定され、7日間の出席停止となります。

2 中学校・高等学校での対応について

① り患者の感染可能期間に、黙食等の感染対策なしに飲食を共にした者（※3）

- ・ 5日間の出席停止となります。（濃厚接触者ではありません）
- ・ 5日間の出席停止に加えて、登校再開後の2日間については、重症化リスクの高い方が入院・入所・利用する施設等への訪問等は控えるよう指示します。

② り患者の感染可能期間に、飲食を伴わないが濃厚接触に該当する接触があった者

- ・ 出席停止とはなりません。
- ・ り患者と濃厚接触に該当する接触があった日の翌日から7日間は、重症化リスクの高い方が入院・入所・利用する施設等への訪問等は控えるよう指示します。

3 修学旅行等、泊を伴う行事において、り患者の感染可能期間に同室であった者（幼稚園・小学校・中学校・高等学校共通）

- ・ 濃厚接触者として7日間の出席停止となります。

※1 感染可能期間…り患者が感染力を持っている期間

※2 濃厚接触者の定義に当てはまる接触（手で触れることのできる距離（目安として1m）でマスクなしで15分以上会話をした者等）

※3 飲食の場面において、手で触れることのできる距離（目安として1m）でマスクなしで15分以上話をした者